

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（個別接種促進のための支援事業）
に係る支援金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱」に定める個別接種促進のための支援に係る支援金（以下「支援金」という。）に関し、広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58条）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、支援金の交付の不正な申請及び支援金の不正な使用の防止並びに支援金の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 診療所

医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所をいう。

(2) 週

月曜日から当該月曜日以後最初に到来する日曜日までをいう。

(3) 接種

新型コロナウイルスワクチンの接種をいう。

(4) 診療時間外

診療所の標榜する診療時間以外の時間をいう。

(5) 夜間

診療所の診療時間に関わらず18時以降をいう。

(6) 休日

診療所の診療日に関わらず土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日並びに1月2日、1月3日、12月29日、12月30日及び12月31日をいう。

(7) 接種体制

新型コロナウイルスワクチンの接種体制をいう。

（対象者）

第3条 支援金の対象者は、別に定める支援対象期間において、次の各号に掲げる要件を全て満たす市内に所在する診療所とする。

(1) 週100回以上の接種を4週以上実施していること。

(2) 週100回以上の接種を行ったそれぞれの週のうち、少なくとも1日は、診療時間外、夜間又は休日にかかる接種体制を用意していること。

(交付額)

第4条 支援金の交付額は、支援対象期間において週100回以上の接種を行った週における接種回数の合計に2,000円を乗じて得た額とする。

(交付の申請等)

第5条 支援金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に対し、支援対象期間の最終週の初日が属する月の翌月末までに提出しなければならない。

- (1) 交付申請書兼事業実績報告書
- (2) 実績報告内訳書
- (3) 請求書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(支援金の交付)

第6条 市長は、前条の規定による支援金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類及び内容が適正であるかどうか審査し、適正と認める場合は支援金の交付の決定を行い、申請者に通知しなければならない。

2 市長は、前項に定める交付の決定した日の属する月の翌月末までに、申請者に対し、支援金を交付する。

(交付の決定の取消し等)

第7条 市長は、支援金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に違反したときは、この決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに支援金が交付されているときは、その返還を命じることができる。

3 支援事業者は、支援金の交付の決定を取り消された場合において、既に支援金の交付を受けていた場合は、取消しの通知があった日から起算して30日以内に市長に返還しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は保健医療担当局長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月15日から施行する。